

運 営 会 議 規 程

最終改定日：平成 30 年 11 月 21 日

第 1 条 〔目 的〕

本規程は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）の運営会議の適正な運営を図ることを目的とする。

第 2 条 〔運営会議の役割〕

トップリーグの活性化のためには、その運営および活動にあたり参加チームの参画が不可欠である。本会議は、この考え方にに基づき、Vリーグ機構の運営および活動に関する重要事項について審議し、理事会に上申する役割を担う。本会議に参加するチーム代表者は、リーグの全体最適を常に意識し、環境変化に機動的に対応するとともに、透明性が高く円滑かつ迅速な業務推進を図る。

第 3 条 〔付議事項〕

運営会議には次の事項を付議することができる。

- ① 理事会への付議事項
- ② Vリーグ機構が行なう事業に関する重要事項
- ③ 理事会から諮問のあった事項
- ④ 運営会議が必要と認めた事項

第 4 条 〔委 員〕

運営会議の委員（以下、「運営委員」という）と定数は次の通りとする。

- ① Vリーグ機構代表理事長、副会長および事務局長
- ② Vリーグ機構に所属するチームの代表者 各チーム 1 名
なお、チーム代表委員は、代表理事長の了承を得て代理人を出席させることができる。
- ③ 公益財団法人日本バレーボール協会が推薦した委員 若干名

第 5 条 〔委員以外の者の出席〕

代表理事長の了承を得たもの（参加内定チームを含む）は、オブザーバーとして、運営会議に出席することができる。

第 6 条 〔議 長〕

- (1) 運営会議の議長は、Vリーグ機構の代表理事長が務める。
- (2) 代表理事長に事故ある時は、予め定める順位により指定された者が代行する。

第 7 条 〔議 決〕

- (1) 運営会議における議決は、議決権を保有する委員の過半数が出席した場合にのみ、出席した委員の 4 分の 3 を超える多数をもって行なうものとする。ただし、議決権を保有するすべての委員に評決の機会を与えるため、当該委員に対し相当期間を設けて電子メールにより賛否の回答を求め、有効投票の 4 分の 3 を超える多数の賛成をもって行なうこ

とを認める。

- (2) 前項の議決権保有委員とは本規程第4条2項に定める委員に限る。

第8条 〔開催〕

- (1) 運営会議は、原則として1ヶ月に1回開催する。
- (2) 運営会議は、原則としてディビジョン（男女は区分しない）毎に開催する。ただし、代表理事会長の判断により、複数ディビジョンによる同時開催または男女別開催を認める。
- (3) 前項の場合、第4条1項2号に定める委員は、当該チームが所属するディビジョンに関する会議に出席する。

第9条 〔招集〕

- (1) 運営会議は、代表理事会長がこれを招集する。
- (2) 運営会議の招集にあたっては、委員に対して少なくとも開催日の5日前までに書面による通知を行う。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- (3) 運営委員の4分の1以上の者が、連名で議題ならびに理由を記した書面を代表理事会長に提出することで、運営会議の招集を請求することができる。

第10条 〔議事録〕

運営会議の議事については、議事録、議事の経過の要領およびその結果を記載した資料を作成し、代表理事会長の承認を得たうえで各委員に配布する。各委員より、議事録の記載事項に異議があった場合、Vリーグ機構事務局は代表理事会長に確認の上で再配布を行う。

第11条 〔事務局〕

- (1) 本会議の事務局は、Vリーグ機構事務局が行なう。
- (2) 事務局は議題を少なくとも開催日の1週間前までに各委員に連絡する。
- (3) 事務局は議事録の作成、各委員への送付および保存を担当する。

第12条 〔改正〕

本規程の改廃は理事会の決議により、これを行う。

附 則

1. 本規程は、平成17年8月5日より施行する。

<改定履歴>

- | | |
|------------|---|
| 平成21年5月1日 | 公益法人改革に伴い、「有限責任中間法人」の文言を「一般社団法人」に置き換えた。 |
| 平成23年2月1日 | 日本バレーボール協会が、公益財団法人として設立されたことにより、「財団法人日本バレーボール協会」を「公益財団法人日本バレーボール協会」と修正した。 |
| 平成24年3月12日 | 第8条の運営会議の開催を「原則として2カ月に1～2回」から「原則 |

として4カ月に1~2回」に改めた。

第9条の運営会議の招集通知発信の期限を「開催日の1週間前まで」から「開催日の5日前まで」に改め、運営会議議題の案内通知の期限も時期を明確化するための文言の修正を行った。

第12条の本規程改正条件を「理事会の過半数」から「出席した理事の過半数」に改めた。

平成28年9月1日

第1条および第3条に、運営会議が「重要事項を理事会に上申するための機関」であることを明確化するとともに、付議事項から「社員総会付議事項」を削除した。

第4条に運営会議委員に副会長と事務局長を加えた。

第7条に議決権保有者を明確化するとともに、議決要件の見直しを行った。また、電子メールでの議決が可能な要件を加えた。

第8条-2、第9条および第10条に、運営会議の開催要件を「4ヶ月に1~2回」から「1ヶ月に1回」に変更し、「代表幹事会の開催をもって運営会議に代えることができる」とした。また、これに伴い、代表幹事会の役割と選任方法等を明確化した。

第12条の本規程の改正に関する文言を、他の規程と同じ記載方法に改めた。

平成30年11月21日

平成30年11月21日の理事会にて、第5条の委員以外の出席者の対象に「参加内定チームを含む」旨を追加した。また、第8条2項および3項に会議運営形態の変更に伴い、運営会議の開催に関する記載を追加し、第9条および第10条の代表幹事会に関する記載を削除した。